

栄養教諭の免許申請方法(フローチャート)

神奈川県教育委員会教職員企画課

教員経験を使用しない

大学等で所定の単位を修得して卒業し、
栄養士・管理栄養士免許を所持している
(大学で幼・小・中・高・養のいずれかの教員免許
を取得し、その際修得した単位を流用するものを
含む。)

栄A
(別表第2の2)

現職の学校栄養職員で
その経験を使用する

栄養士・管理栄養士免許を
取得後、学校栄養職員として
の勤務経験が3年以上ある

栄B
(法附則第17項)

教員経験を使用する

栄養教諭の免許取得後、
栄養教諭としての勤務経験
をもとに上位の免許を申請
(上級免許の申請)

栄C
(別表第6の2)